平成２７年（フ）第４５４号
神戸市東灘区本山南町８丁目１番１―314号
債務者　山内　啓右
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７０号
神奈川県平塚市河内98番地の１　ハイツ船橋103号
債務者　乙山　正子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７９３号
愛知県津島市大字日光字上山123番地１　グランソレイユ102号
債務者　柴田　三佳
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２６号
名古屋市天白区向が丘３丁目802番地
債務者　村瀬美知子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０号
熊本県荒尾市増永2706番地13
債務者　小笠　達己
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第２８９号
熊本市北区大窪５丁目５番７―401号　１Ｃ―１、前住所熊本市中央区坪井６丁目34番２号　ピュアティ弐番館105号
債務者　髙木　裕也
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５８号
山口県防府市本橋町11番10号　コンフィード本橋203、前住所山口県防府市松原町２番10号　メゾン・ド・フルール202
債務者　石田　良枝
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２０５号
千葉市稲毛区園生町400番地31
破産者　村山　大造
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９５号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区７棟110号
破産者　三浦　松雄
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目13番２号　ニューよろづや第２ビル302号
破産者　笠井　洋子
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１０号
千葉県船橋市夏見１丁目16番９号　ファミーユ夏見202号
破産者　中島　良太
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１１号
千葉県習志野市袖ケ浦６丁目14番10号
破産者　清原　　博
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３３号
千葉市中央区大巌寺町306番地２
破産者　池上　葉子
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６１号
千葉県八街市八街ほ214番地７
破産者　有限会社華成コーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９３号
大阪府和泉市王子町２丁目４番10号
破産者　ウェイテック有限会社
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
大阪府貝塚市澤576―１、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦屋町２丁目４番18号
破産者　有限会社ハントハワイジャパン
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
奈良県香芝市瓦口2102番地
破産者　社団法人奈良県都市整備センター
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２３５号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町４丁目１番15―404号
破産者　有限会社イー・ポリマー
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３６号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目606番地　グランドシティＷ―924
破産者　孫田　　實
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係